

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (4月21日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	8
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	10
議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
日程の追加	16
議案第28号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	16
閉会の宣告	18
署名議員	18

平成29年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成29年4月21日
会期 1日間
閉会 平成29年4月21日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
4月21日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第1号～第3号委員会付託省略(即決) 議案第28号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前10時45分	議案第28号総務常任委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時45分	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成29年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成29年4月21日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成29年4月21日 午前10時00分)

閉 会 (平成29年4月21日 午後0時10分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 住民福祉課長 宮 平 和 美

総 務 課 長 神 里 富 松 企画観光課長 福 地 亮

財 務 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
5	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第1号））	提案説明 付託省略
7	議案 第28号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第28号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼、着席。おはようございます。
ただいまから平成29年第4回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 安里重和議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
第4回臨時議会を招集いたしましたところ、御参加いただきまして大変ありがとうございます。
では、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年4月21日提出
大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては担当課長のほうから説明させます。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） それでは内容を説明いたします。

今回、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、同法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

説明資料の新旧対照表で主な改正内容について御説明いたします。説明資料2ページからです。

第33条は、特定配当及び特定株式譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他、事情を勘案して村長が課税方式を決定できることを明確化する所要の規定の整備でございます。施行期日は、平成29年4月1日からとなります。

3ページ、第34条の9は、前33条の改正に伴う配当割額または株式譲渡所得額の控除の所要の整備でございます。同じく平成29年4月1日からの施行となります。

説明資料4ページから8ページにかかります、第48条及び第50条は、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。こちらのほうも平成29年4月1日からとなります。

説明資料9ページ、第61条の2につきましては、企業主導型保育所事業、家庭的保育所事業、居宅訪問型保育所事業、または事業所内保育所事業に係る固定資産税の課税標準等の特例措置でございます。参酌基準を用いて行っております。施行期日は、平成29年4月1日からとなります。

同じく9ページ、63条の2につきましては、居宅用超高層建築物に係る税額の按分方法について、区分所有者全員の協議による補正の方法の申し出について規定する所要の整備でございます。平成29年4月1日からの施行となります。

説明資料10ページ、63条の3、被災市街地復興推進地域に定められた場合における供用土地に係る税額の按分の申し出について規定する所要の整備でございます。こちらのほうも平成29年4月1日からとなります。

説明資料12ページ、74条の2につきましては、こちらのほうも被災市街地復興推進地域に定められた場合における住宅用地の適用の申告について規定する所要の整備となっております。平成29年4月1日からの施行となっております。

説明資料13ページ、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例について適用期限を3年間延長する所要の整備でございます。施行期日は、平成29年4月1日からとなります。

説明資料14ページ、附則10条の2、地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を定めたものでございます。17項、18項に新たに定め、固定資産税を軽減するものでございます。なお、特例措置による軽減割合は、法律の基準の参酌を適用しております。施行期日は、平成29年4月1日及び都市緑化法の一部を改正する法律の施行の日からとなります。

説明資料15ページ、附則10条の3につきましては、耐震改修及び熱損失防止改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の軽減措置を新設する整備でございます。こちらのほうも平成29年4月1日からとなります。

説明資料19ページ、附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長す

る所要の整備でございます。こちらのほうも平成29年4月1日からとなります。

説明資料21ページ、附則16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定する所要の整備でございます。平成29年4月1日からの施行となります。

附則17条の2につきましても、適用期間の3年間の延長の整備となっております。こちらのほうも平成29年4月1日からの施行となります。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ちょっと確認だけしておきたいと思うんですが、この条例、附則の施行期日ということで、第1条第2号の都市緑地法の一部を改正する法律、これは先ほど説明がありました改正の説明資料による、74条の2の被災市街地復興推進地域が定められた場合との関連があつての法律になっているのか。この都市緑地法等の一部を改正する法律というのは、大宜味村には該当は現在のところないと思うんですが、これは将来にわたってそのような条文になっているかと思うんですが、その辺ひとつ確認のために説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） まず、被災地のものと関係あるかということではありますが、被災地復興支援のものでは74条の2につきましてが被災地域の復興支援のものでありまして、こちらのほうは附則10条の2、地域決定型の地方税の特例、わがまち特例ということで、まだ大宜味村ではわがまち特例の条例等の整備がされていないものですから、直接的にすぐ関係あるものではないんですが、市町村条例の例のとおりにて全て改正、大宜味村に関係ある、ないかわからず改正を行っているところでありますので、全部入れているところであります。ですので、この17項、18項についても大宜味村に償却資産の施設があるわけではないんですが、前にあつた準則のとおりということで、今は市町村条例の例というふうに通通知が来るんですが、それのとおり改正しているところであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ですから、これはこの法律、いわゆる緑地法というものは、大宜味村は田舎ですから、この法律が適用されるかどうかなんです。だから準則で示されているということですが、別段、入れなくてもいいんじゃないですか。必ず準則どおり、必要ないものは条例化する必要もないと思うんです。準則で示されたから要らないものまでぐだぐだ書く必要もないんじゃないかと思いますが。その辺は、皆さんのお考えがどうであるかわからないんですよ。だから将来にわたって災害が起こった場合に、公園などに避難場所を確保するとか、そういったものとの関連だと思うんですが、別に関係なければ準則示されても、除いていても別に差し支えないんじゃないかと思解をしているんですが、その辺いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） お答えいたします。

今のところ、17項、18項の追加のところであるんですが、こちらのほうの特例は全部で40項以上の特例がありまして、毎年修正がございます。条を詰めたり、繰り下げしたりする改正案が来るものですから、準則どおりに行っていない場合に、その改正案が来たときに、前のものから全て調べていかないと事務的に大変になるものですから、大宜味村に適用のないのはわかってはいるんですが、準則どおりの

ほうが条例改正を行いやすいということによってそのように事務を進めているところであります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第1号については、承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年4月21日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきまして、私のほうから説明をしたいと思えます。

今回、平成29年4月1日から施行される地方税法等の一部改正により、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条3月31日付で専決処分をしております。そのため同条第3項の規定に基づき報告を申し上げ、承認を求めるものであります。

主な改正内容について説明いたします。なお、字句の削除、修正等は省略させていただきます。

今回、条例の主な改正点は2点であります。1点目の改正は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についてです。第23条第2項中の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を「26万5,000円」から「27万円」に引き上げる改定となります。

2点目は、同条第3号中の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗ずべき金額を「48万円」から「49万円」に引き上げる改定となります。

施行期日は、平成29年4月1日からとなります。

なお、説明資料としまして、新旧対照表を添付してございます。御審議のほどをよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 説明ありました専決処分書、理由の平成29年4月1日から施行される地方税法等の一部改正によりとありますが、承認第1号では、告示の日が明記されているんですけども、この専決処分には明記されていませんが、この専決処分の日が3月31日になっているんですけども、この国の地方税法がいつ公布されたのか教えてもらいたいです。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 吉濱 覺議員の質疑にお答えいたします。

専決処分したのは、国民健康保険税と国民保険料がありまして、保険料のほうが先に地方税法のほうで決まっておりましたが、大宜味村国民健康保険税のほうは議会に間に合わなくて3月31日の報告となっておりますので、そういうふうに専決処分をした次第です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 私が聞きたいのは、理由の平成29年4月1日から施行される地方税法等の一部の改正がいつ公布されたのかということ聞いていたんです。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 失礼いたしました。

承認第1号と一緒に平成29年3月31日に告示されております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 承認第1号と承認第2号の理由の表現が違うので、施行が4月1日だということに専決処分は3月31日になっているんですが、いつ公布されたのかがわからなかったものですから、それを次からは明記したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ひとつ御検討よろしく願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） ありがとうございます。次からはそのようにいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第2号については、承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度大宜味村一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年4月21日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、大宜味村史編纂設置規定及び大宜味村人材育成事業に関する助成金交付要綱の改正に伴い、一般会計予算の組み替えを行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分により補正を行いました。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算の款項間の組み替えによるもので、2款1項9目村史編纂費1,899万6,000円を10款5項社会教育費に、10款1項6目人材育成事業助成費160万円を2款1項総務管理費に組み替えております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 先ほど村長から専決処分を説明していただきましたけれども、大宜味村史編纂設置規定及び大宜味村人材育成事業に関する助成金交付要綱の改正はいつなされたのか教えてください。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(神里富松) まず、吉濱議員の質疑にお答えしたいと思います。

村史編纂室設置規定の廃止の規定を次のように定めるとして、平成29年3月29日告示しております。内容は、大宜味村史編纂室設置規定(平成2年訓令第3号)は廃止する。こちらを平成29年3月29日に告示しまして、附則に平成29年4月1日から施行するとしております。

次に人材育成基金条例の件ですが、こちらについては、3月議会で条例の改正を行いまして、承認いただきました。そこでそのときに資料として交付要綱等をつけています。審査会の規定のほうもつけました。同じように、これらを条例の公布の日に告示しまして、平成29年4月1日から施行するとしております。以上です。

(「交付要綱の規定は何日…」と呼ぶ者あり)

○ 総務課長(神里富松) 人材育成のほうですか。

(「いや、人材育成は…、村史編纂室のは29日だけど、人材育成事業に関しては公布は何日ですか」と呼ぶ者あり)

○ 総務課長(神里富松) 人材育成のほうは…、資料をちょっと手元にないんですが、人材育成基金条例が3月議会に出されて議決されました。その告示の日になっていると思っています。ただ、日にちが、告示が議会が終わったその日だったのか、翌日だったのか、定めていないものですから、ちゃんと日にちは今資料がなくて言えないんですが、後でそこは報告したいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 承認第1号、承認第2号とも、議会の期日に合わなくて、31日に国の上位法が公布されて、そういう手続をとっております。しかし、この法179条第1項の規定を見ますと、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、113条ただし書きの場合において、なお議を開くことができないうとき、これは定足数の問題のときができると。それから次、普通公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議を開くための時間的余裕がないことが明らかであることが認められるとき、これは先ほどの承認第1号、2号とも外的要因です。不可抗力ですから、3月31日に専決処分を行っているとして解釈しております。

ところが、この承認第3号については、3月議会があります。内部的要因でこの専決処分ができるということにはなっていないと思います。こういうことがまかり通れば、全てみんな通るということになりますので、外的要因だからこそ専決処分はできる、不可抗力。そして今の承認第3号については、3月議会に前もって間に合うように段取りをとるのが当たり前で、今回、これを出すこと自体が私は制度を無視した形と捉えております。そういうことで、今後もそのことがないようにしてもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

承認第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて

採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって承認第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度大宜味村一般会計補正予算(第1号))を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって承認第3号については、承認することに決定しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年4月21日提出

大宜味村長 宮城功光

理由

許可を受けた者の使用料の見直し及び平南川ター滝駐車場の使用料を設定する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。よろしく願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

(福地 亮企画観光課長 登壇)

○ 企画観光課長(福地 亮) 内容について説明いたします。

議案書の別紙のほうです。大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、内容としては、第8条第1項中「許可を受けた者」の次に「及び平南川ター滝駐車場を使用する者」を加える。

別表第2を別紙のように改める。

附則のほうで、第1項のほうに、この条例は、公布の日から施行する。

第2項のほうに、別表第2（第8条関係）中、村内に住所を有する者の使用料の徴収については、平成30年4月1日から適用する。ただし、営業行為等を行う場合の使用にあつては、その限りではないというふうに改正を提案いたします。

説明資料のほうで、35ページになります。よろしく申し上げます。

こちらのほうで、現行と改正後の説明を行っておりますが、本改正のほうでは、平南川ター滝駐車場の整備に伴って管理委託をして、その使用料を徴収できるようにするための改正となっております。また、ほかの公園等の使用料ですね、今の実情を勘案した使用料が必要だということでその内容を改正していくものとなっております。内容につきましては、別表第2、37ページに記載しておりますので御参照いただきたいと思います。以上、説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは、条例と予算の関係についてお伺いしておきたいです。

去る3月議会で、平成29年度の当初予算は審議したんですが、その中で平南川便益施設使用料として450万円計上されているわけです。その450万円を管理委託料として、そっくり450万円計上されていると。それはわかるわけです。しかし、予算を計上するからには使用料というのは条例を優先すべきなんです。条例規定がないところに収入を計上しているということはちょっと疑問なんです。その時点では、改正前の別表第2で適用できるんじゃないかという考え方もどこかにあったのかとも思うんですが、ひとつ条例が優先だということについてはどのようにお考えになるか。

そして今後、ター滝の駐車場を使用する場合には、これは駐車料金のみがター滝の場合、改正案で出ているんですね。そのター滝あたりで行商とか出店とか興行とか、何か行われる可能性も考えられるわけですが、その場合にはこの別表のほうでの興行、行商、出店とかがあるものを適用されるのか。ター滝は、駐車場以外は考えていないのか、その関連はどうなっているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 前田 孝議員の質疑にお答えいたします。

まず、最初の3月議会ででの予算計上のときの条例制定ということで、本来でありましたら3月定例会で条例を改正して、使用料の徴収につなげていくものだと承知はしておりました。昨年度、その前からでありますけれども、このター滝の駐車場が整備されたことで使用料を徴収できるようにということも考えながら検討会等を進めてきた中で、この使用料をどのようにしていくかということが検討を続けてきたものであります。ただ、この予算計上をしている中で、どのような形で、どのぐらいの料金設定で行くかということがまとめきれずにいた部分がありました。それでまず予算は確保させていただいた中で条例の改正が間に合わなかったというところをおわびして、その議会終わりながら、3月からこれまでの間でもまとめて条例の改正に、きょうの提案となっております。またこの条例の施行は、公布の日ということでさせていただいておりますが、これはゴールデンウィーク、やはり集客が一番見込まれることと、これからの周知等を含めてゴールデンウィークが一番効果的であるということも含めて、きょうの提案とさせていただいておりますことを御理解いただきたいと思います。

それから2つ目のター滝駐車場以外での興業とか出店とか、そういったものにつきましては、説明資

料の37ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうに行商、その他これに類する行為と、あと募金や興行、出店その他これに類する営業行為というものがあまして、まず、今回の改正については平南川ター滝駐車場を使用する場合で、平南川ター滝の場合は駐車場の使用料とシャワーの使用料が主に改正になる部分がついてきました。ただし、これまでのほかの公園、結の浜公園であったり、石山展望台であったり、公園設置に規定されているものと。あとター滝は、ター滝自体は公園等としては設定されていませんので、この使用料は適用がされません。ただし、駐車場で撮影等を行う場合、またター滝を利用しながら駐車場を利用する場合については、この使用料を適用していくということになっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今説明がありましたけれども、駐車場内での行商、出店等などについては、やっぱり十分管理の中でやっていかないと、駐車料金だけかという解釈でとられがちですから申し上げたわけですが、その説明で理解をしているんですが、しっかりした管理のほうでお願いをしたいと思います。

先ほどゴールデンウイークがピークというお話がありましたけれども、この予算は1年の計画ですから、450万円、500円掛ける9,000台というのは1年分として計上されていると思うんです。だからこういう住民負担に関する使用料関係については、4月1日から施行して専決処分するわけにもいかないでしょう。これはまたそういう事務負担に係るものは専決処分する類いのものではないと理解しているから、こんな遅くなって出されていると思うんです。ですから予算計上をするまで十分それをして、もとなる徴収条例等、きちんと整合性のある予算を提出してやらなければこういうような質疑も出てくるわけです。だから今後ひとつ、ほかの面でもそういう予算との関連ある条例関係については、ひとつ十分精査をしていただいて、同時か、それ以前に提案するようにひとつ努力していただきたいし、それをまた念頭に置いていただかなければいかんと思うんですが、最後にその点の決意をお伺いして質疑を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。当然、議員が指摘されたように、予算と整合性の合うような条例を制定して予算計上というのが本来の姿であります。先ほど課長から説明がありましたように、いろんな調整等がおくれてしまって、大変申しわけないという思いをしながら、当初、今議員がおっしゃったように専決処分のことも考えましたけれども、やはりこれはどうしても議会に諮って、議案として提案して審議すべきだという決断のもと、こういう緊急な状況ではありましたが、議会を招集してやったわけでありまして。今後は、ぜひそういうことがないように改善していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 私は総務委員ではないものですから、確認しておきたいことだけを質疑したいと思います。

別表第2にもものすごくきれいに整理されていますが、実際、私が聞きたいのは、駐車場の委託管理はいつから行うのか。これ期間はどの程度なのか。あと委託業者の選定方法、委託料の説明資料での、説明資料というのは予算書の説明資料ですけれども、平南川駐車場委託料の450万円、歳入と同額と。例えば歳入が450万円なければどうするのかと。以上、お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 安里議員の質疑にお答えします。

まず、期間のほうになります。期間は、この公布以降、来週ですね、委託を行いまして、委託は1年間となっております。業者の選定方法につきましては、大宜味村のほうでター滝の調査をこれまで数年行っただいております、やんばる舎のほうですね、調査を続けてもらっていますので、選定をして、その中で地元住民も活用しながら管理を委託していくということでの調整を図っているところであります。あと歳入と同額ということではありますが、こちらについては平成28年度の調査を行ったところで、駐車台数の数を調べてまいりました。特に1年間を通してではなくて、春期、夏期というものがあまして、それで1年間どのくらいになるだろうということの計算…、1年間ではなくて、その期間どのくらいになるだろうということの計算して、その1万2,000台ぐらいの期間、6カ月間ですね、1万2,000台ぐらいの中で70%というもので積算をさせていただいて、450万円ですね。また、その使用料の設定方法の金額に関してはアンケート調査を行って幾らぐらいであれば、この駐車場使用料を出してもいいですよというアンケートもありましたので、そこをやりまして、設定をしていると。また歳入が伴わない場合につきましては、今回の業務委託については、主に管理だけではなくて、さらに次にどういいう管理委託をしていくかということの、管理委託というか、管理業務を行っていくかというところで調査も含めて予算を計上させていただいていますので、歳入が伴わない場合でもその調査を含めて行っているところで、その予算の範囲内で業務を行っていくということにしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 今、車の台数ですけども、この予算書、予算書というか、3月定例会の中では9,000台だと。これは半年計算ですよ。1日約50台、その450万円ですよ。じゃあ、1年間だと歳入はどれだけあるんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 質疑にお答えします。

1年間ありますと、単純に平均値では出すことができなくて…。

（「半年は出せるのに1年は出せないわけ」と呼ぶ者あり）

○ 企画観光課長（福地 亮） 出せることは出せるんですが、ター滝のほうは主に夏場の利用が多くなっております。冬場は特に10台、20台という形で駐車場の利用があるかないかということになりますので、今そこのほうは見込んでおりません。今はゴールデンウィークから10月末までの積算として出しているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 1つだけ確認しておきたいんですけども、この委託料の修正とかはあり得ますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 委託料の修正は、委託業務の中で管理ですね、人件費及び、またその中に施設の使用料、施設というのはプレハブで管理施設等の配置とか、あと電話料金とかそういったものがありますので、今のところ見直しはないと考えております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

(午前10時51分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時00分)

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第28号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第28号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第28号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 6 6 号

平成29年4月21日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第28号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可否同数 委員長裁決 否 決

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び企画観光課長の出席を求め、本日午前10時45分から審査予定を15分繰り下げて午前11時から審査いたしました。

本案は、許可を受けた者使用料の見直し及び平南川ター滝駐車場の使用料を設定する必要があるための一部改正となっています。なお、この条例は公布の日から施行し、村内に住所を有する者の使用料の徴収については平成30年4月1日から適用する。ただし、営業行為を行う場合の使用にあつてはその限りではない。と規定しております。

本案については、質疑、討論はなく、可否同数で委員長裁決により否決するものと決定いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 0時04分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時07分)

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

4番、退場。

(4番 金城 勇議員 午後 0時08分退場)

○ 議長(平良嗣男) これから議案第28号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり決定する方は起立を願います。

(起立少数)

○ 議長(平良嗣男) 起立少数です。

したがって議案第28号は、否決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 0時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員